

日刊 (日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

告示

- 建築基準法による道路の指定の取消し……………
…(都市整備局多摩建築指導事務所建築指導第一課)…
- 建築基準法による道路の指定の変更……………(同)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定(五件)……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定解除……………(同)…
- 都道の区域変更(二件)……………(建設局道路管理部路政課)…
- 開発行為に関する工事完了(二件)……………(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課・開発指導第二課)…

告示

● 東京都告示第千五十四号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり取り消した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えていて縦覧に供する。
令和二年八月十三日
東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

取消しに係る道路の種類	取消年月日	取消しに係る道路の位置	取消しに係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第二項の規定による道路	令和二年七月二十一日	東大和市狭山三丁目千三百四十番一から同番三まで及び千三百四十三番一の各一部、同番五、同番十五、同番十七及び千三百四十四番二の一部並びに千三百四十三番一から同番三まで、千三百四十三番一、同番五、同番十五、同番十七及び千三百四十四番二の各地先	延長 八三・九八 幅員 二・七三

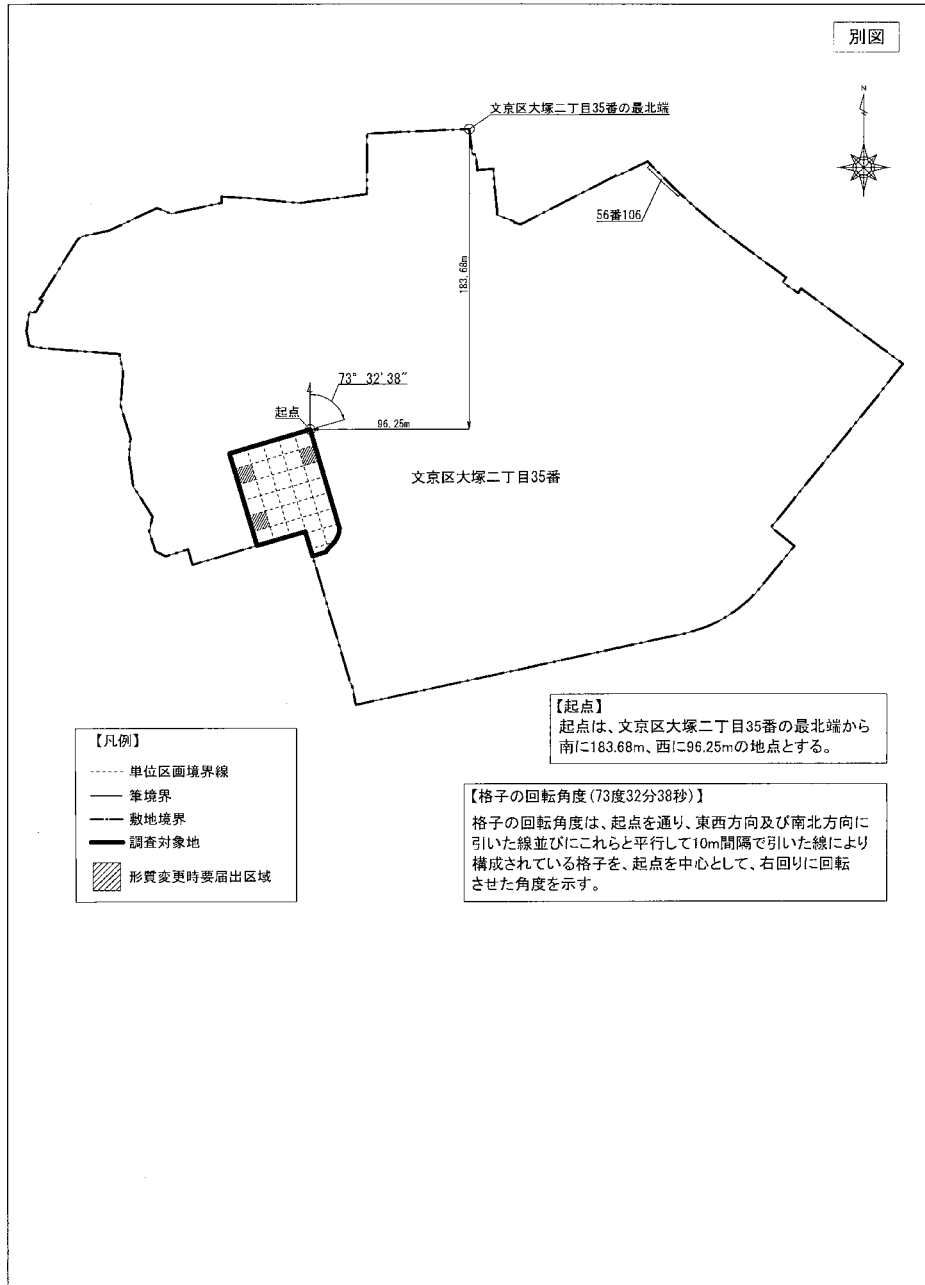
● 東京都告示第千五十五号
建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号。以下「法」という。)第四十二条第二項の規定による道路の指定を次のとおり変更した。
なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備えて

いて縦覧に供する。
令和二年八月十三日
東京都多摩建築指導事務所長
浅井 勉

変更に係る道路の種類	変更年月日	変更に係る道路の位置	変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)
法第四十二条第二項の規定による道路	令和二年七月二十一日	国立市矢川三丁目二番十三、同番二十、同番二十三及び四番一の各一部	延長 三二・九二 幅員 一・八二

● 東京都告示第千五十六号
土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。
令和二年八月十三日
東京都知事 小池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(文京区大塚二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第五十七号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

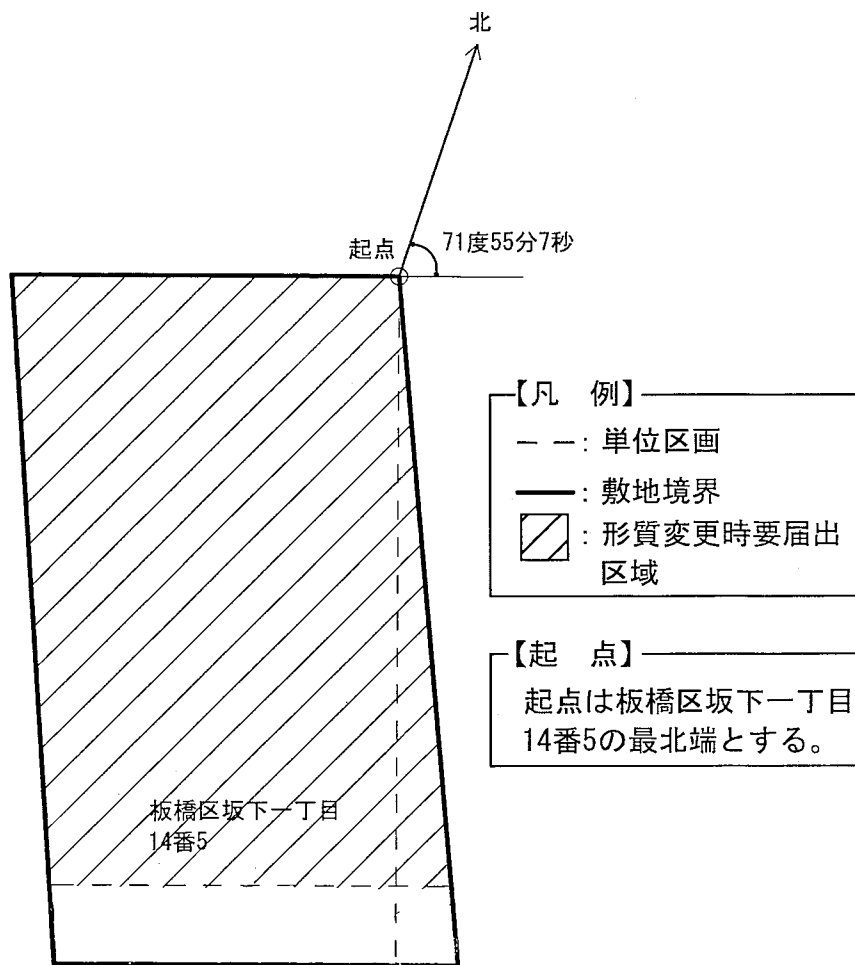
令和二年八月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(板橋区坂下一丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

別 図



【格子の回転角度 (71度55分7秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらの平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十八号

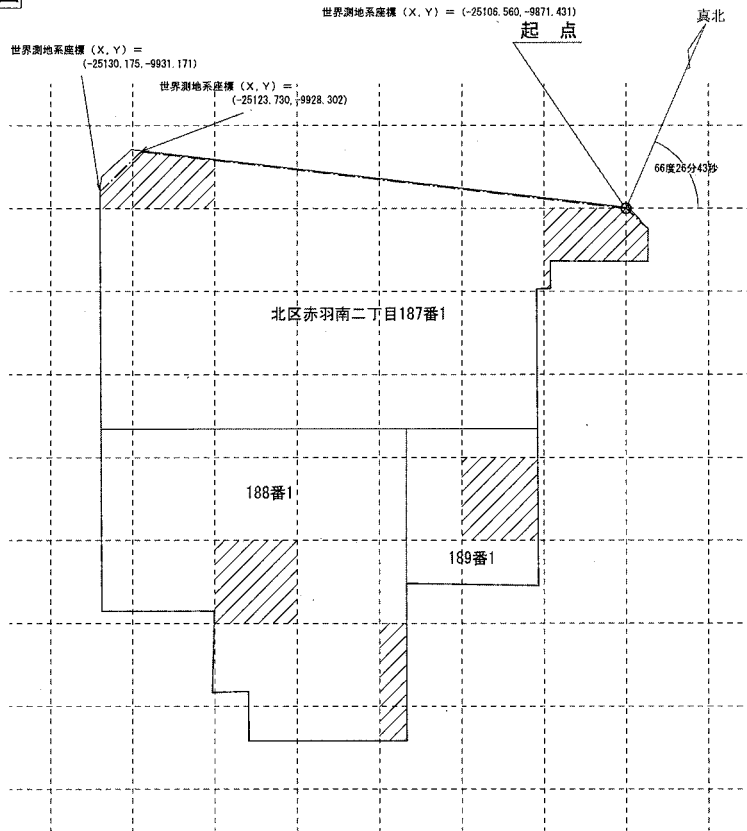
土壤汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条
 第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されてお
 り、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなけ
 ればならない区域 (以下「形質変更時要届出区域」とい
 う。) を指定するので、同条第三項において準用する同法
 第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月十三日

東京都知事 小 池 百合子

- 一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (北区赤羽南二丁目地内)
- 二 土壤汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びにふっ素及びその化合物
- 三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

別図



【凡例】

- 単位区画
- 筆境界
- - - 調査対象地
- ▨ 形質変更時要届出区域

【起点】

起点は、座標値 (X=-25106.560 Y=-9871.431) とする。
 起点の座標は、世界測地系座標により作成した。

【格子の回転角度 (66度26分43秒)】

格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

●東京都告示第五十九号

土壌汚染対策法 (平成十四年法律第五十三号) 第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域 (以下「形質変更時要届出区域」という。) を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

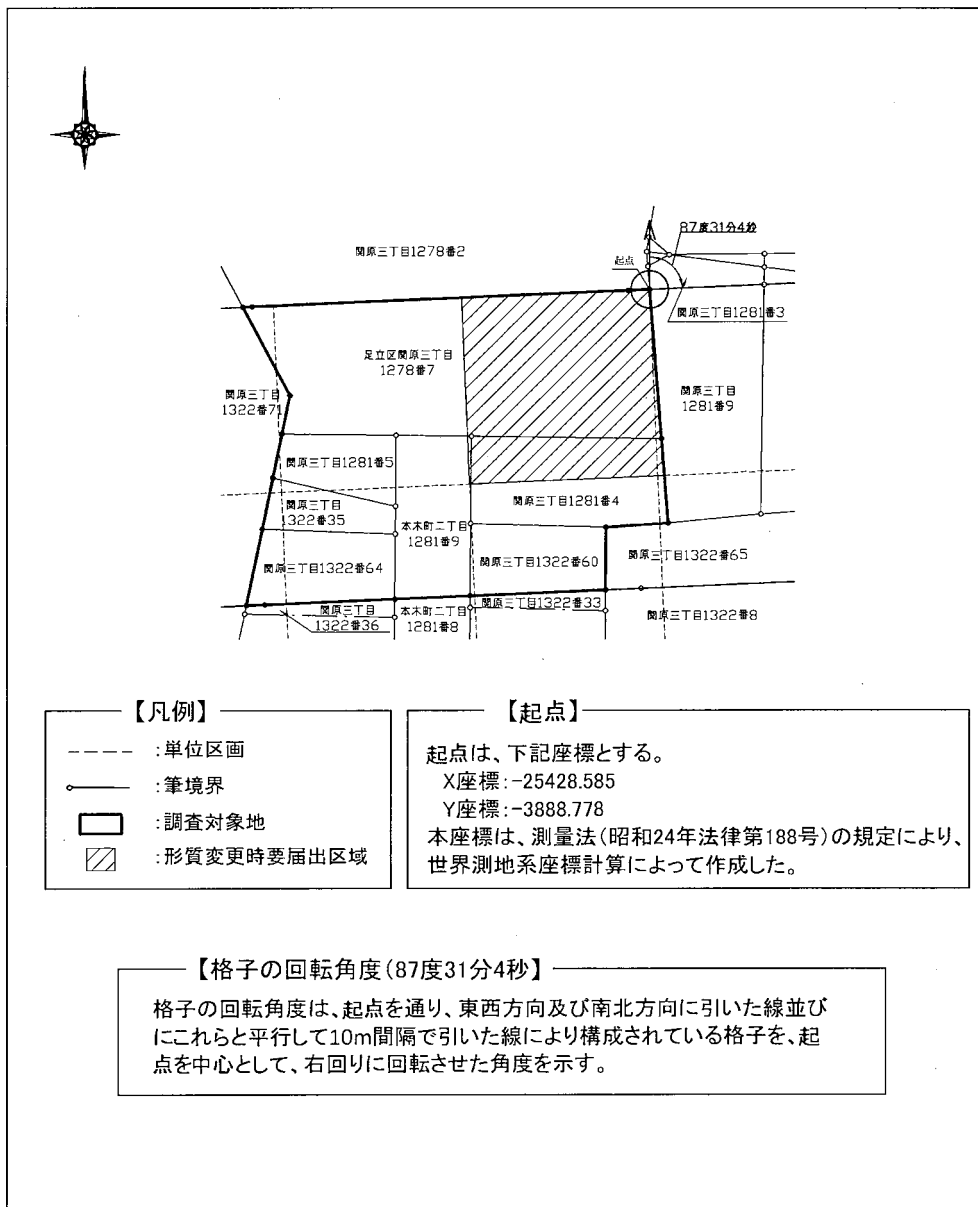
令和二年八月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり (足立区関原三丁目及び本木町二丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則 (平成十四年環境省令第二十九号) 第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物並びに砒素及びその化合物

別図



●東京都告示第千六十号

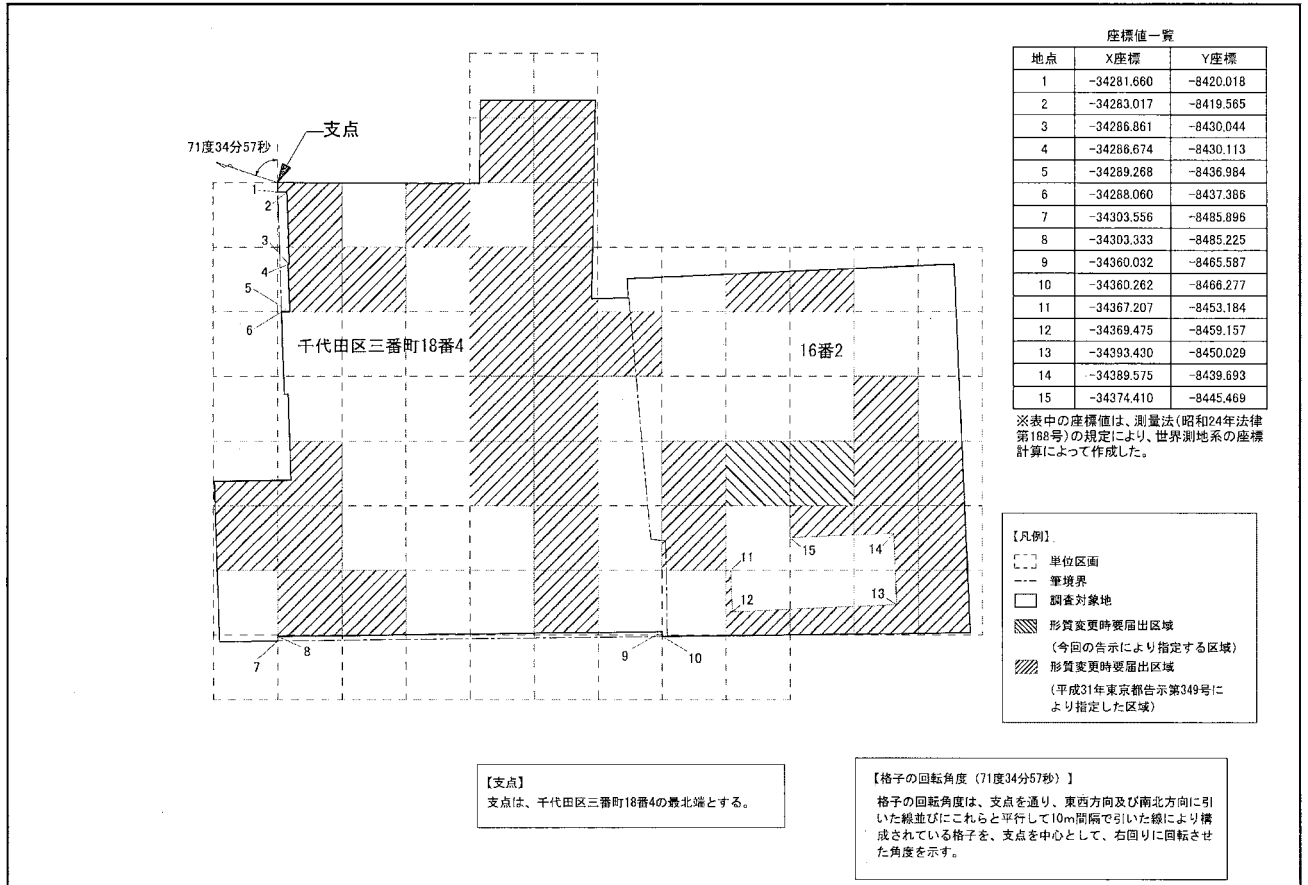
土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月十三日

東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(千代田区三番町地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項及び第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物



●東京都告示第千六十一号

土壌汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第六條第四項の規定により、令和二年東京都告示第三十九号により指定した区域の全部の指定を解除するので、同条第五項において準用する同条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和二年八月十三日

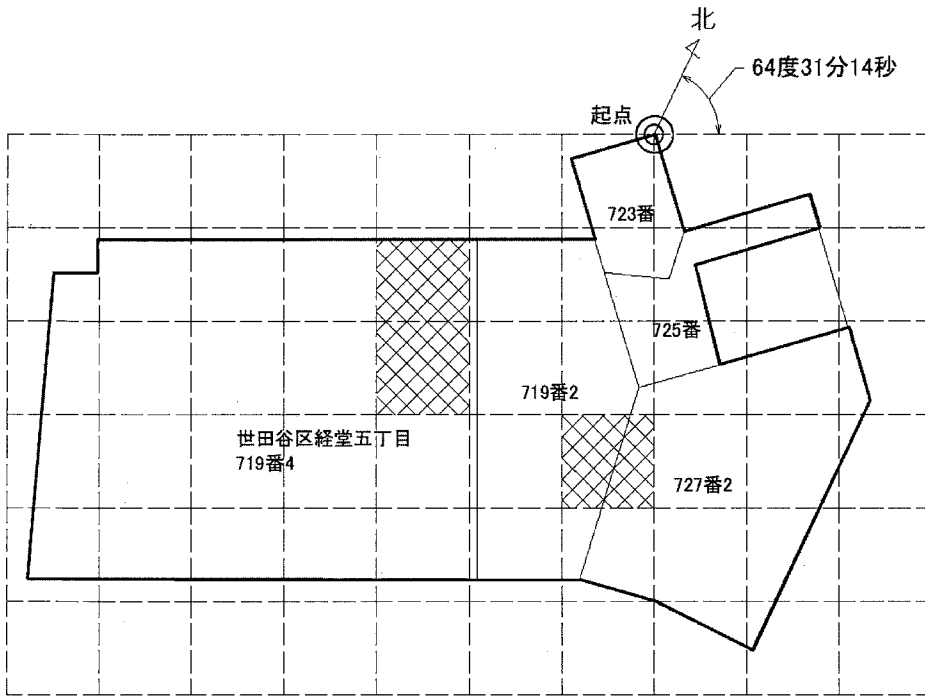
東京都知事 小池 百合子

一 指定を解除する区域 別図のとおり(世田谷区経堂五丁目地内)

二 土壌汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号)第三十一条第一項の基準に適合していなかった特定有害物質の種類 テトラクロロエチレン

三 講じられた汚染の除去等の措置 土壌汚染の除去

別図



【凡例】

- 敷地境界
- - - 筆境界
- - - 単位区画
- ⊗ 指定を解除する区域

【起点】
 起点は、世田谷区経堂五丁目723番の最北端とする。

【格子の回転角度(64度31分14秒)】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

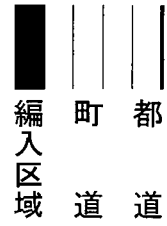
●東京都告示第千六十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、都道の区域を次のように変更する。
 その関係図面は、令和二年八月十三日から起算して二週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和二年八月十三日

東京都知事 小池百合子

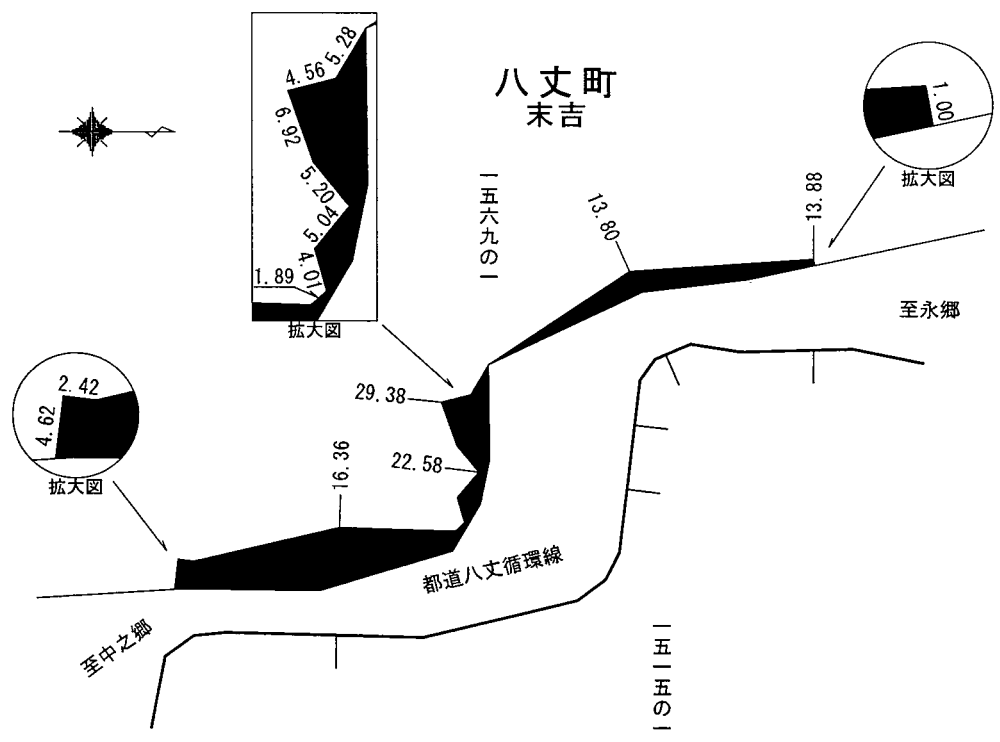
- 一 路線名 八丈循環
- 二 変更の区間 八丈島八丈町末吉千五百六十九番一地内
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

別図

都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町末吉地内



延長 一・二七・〇五メートル
 面積 四六九・〇三平方メートル

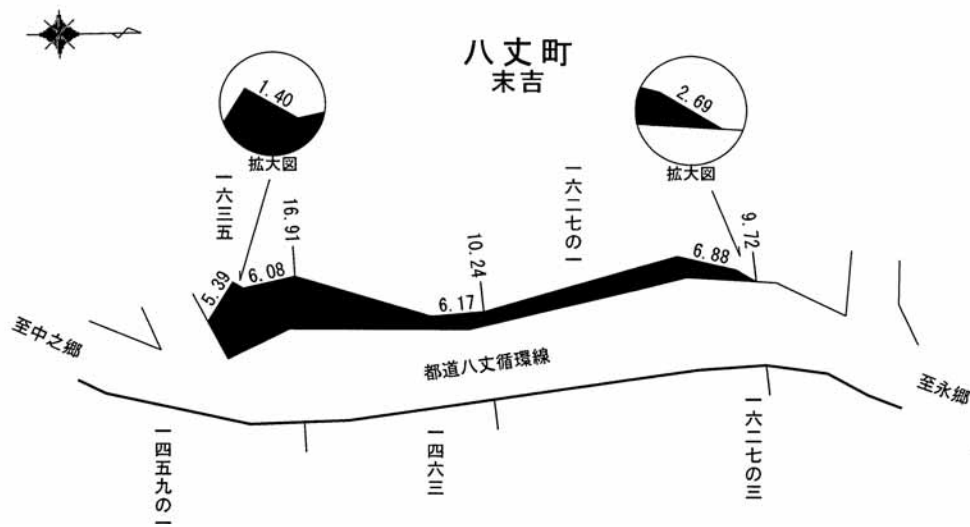


別図

都道八丈循環線区域変更略図
八丈島八丈町末吉地内

 編入区域
 町道
 都道

延長 六五・五八メートル
 面積 一九七・九八平方メートル



●東京都告示第千六百三十三号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年八月十三日から起算して二週
 間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和二年八月十三日
 東京都知事 小池百合子

- 一 路線名 八丈循環
- 二 変更の区間 八丈島八丈町末吉千六百二十七番一地内から同所千六百三十五番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

公 告

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

立川市砂川町四丁目十三番

昭島市中神町千百七十九番地五

エクセルランド株式会社

代表取締役 佐藤 義弘

立川市上砂町五丁目五十七番十一

武蔵野市境二丁目二番二号株式会社飯田産業

代表取締役 千葉雄二郎

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和二年八月十三日

東京都多摩建築指導事務所長

浅 井 勉

開発区域又は工区に含まれる地域の名称
許可を受けた者の住所及び氏名

稲城市平尾二丁目四十一番二
から同番八まで
神奈川県横浜市港北区高田東一丁目十七番十四号株式会社ホームセンター

代表取締役 根岸 浩
神奈川県横浜市鶴見区尻手三丁目十一番十号
クラ建設株式会社
代表取締役 石部 憲一
三鷹市新川一丁目六百七十八番一及び同番十八
新宿区新宿一丁目七番十号株式会社クックランド
代表取締役 中村 裕昌

発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一
号
電話 ○三(五三三二)一一一一(代)

郵便番号
163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
三〇円
(郵送料を含む。)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 ○三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

